報 収 支 告

令和 台 年分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) 入人なて、未来を受りる人ない。 1 政治団体の名称 (尾でり) みらり (後でり) みらり (後でり) からり (後でり) からり (後でり) からり (後でり) からり (後できり) からり (後できり) からり (後できり) からり (後できり) からり (後できり) からり (後できり) からり (ないり)	政治団体の区分
1 班 4 园 什 0 夕 班 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第
一成后回体的石林(卷形)升5子气炎核(公)	┃□政 党 の 支 部
	□政治資金団体 ☑その他の政治団体
2 主たる事務所 といり往生 面2 - 1 - 3/	口その他の政治団体の支部
- の 所 在 地 上 以 パ ク ク ク	
	活動区域の区分
011 = # 0 11 9 12 14	□ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内
3代表者の氏名 伊萊菊加生	
	資金管理団体の指定の有無国会議員関係政治団体の区分
、会計責任者 スラップナー	□ 有 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第
4 会計責任者 层形双寸子	1号に係る国会議員関係政治団体
	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
	公職の種類 2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	区 分 口現職 口候補者等
2 1 7 7	資金管理団体 の 氏 名
全形, 双方子	の屋出をした
	古の氏名 公職の種類
(電話) 0 ス3-67 d - 2278	区 分 □現職 □候補者等



資金管理団体の指定の期間							
令和 年 月 日かり	် ၁						
令和 年 月 日ま	で						

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間							
 令和	年	<u>~////////////////////////////////////</u>	日から				
令和	年	月	日まで				

収支の状況

1 収支の総括表

収	入	総	額			 		,	 O PI
	(前年な	いらの	繰越額)						0
	(本年0)収入	額)	•	·				 0
支	出	総	額						0
翌4	手への	繰走	必額						0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人0	の負担する党費又は:	会費			
金	額				Ħ
員	数				人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(一) 個上小之の宝曜	The state of the s	
(ア) 個人からの寄附		
(うち特定寄附))	
(イ)法人その他の団体からの寄附		
(ウ)政治団体からの寄附		·
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(
イ 政党匿名寄附		
合計(アナイ)		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア 土地		Ø	·
イ 建物		VÍ	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		Ą	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		V	
力 金銭信託		Ø	
キー有価証券		ď	
ク 出資による権利		4d	1
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		冱	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		Æ	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		, VÁ	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ú	

3

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
 - この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 3月19日 政治団体の名称 みんける大来な刻る台 (デーモデットカラングを持て) 会計責任者の氏名 (デーモデン) みち 子

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。